地方独立行政法人市立秋田総合病院新病院建設工事における総合評価方式の実施および共同企業体の取扱いに関する要綱

令和元年8月29日 理 事 長 決 裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院(以下「法人」という。)の市立秋田総合病院新病院建設工事における総合評価方式 (以下「新病院総合評価方式」という。)に関する事務および入札における共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (新病院総合評価方式)
- 第2条 この要綱において、新病院総合評価方式とは、地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程(平成26年規程第43号。以下「契約事務規程」という。)に基づき、一般競争入札および指名競争入札により法人が発注する市立秋田総合病院新病院建設工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、価格および価格以外の技術的な要素等(以下「技術力等」という。)を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者(以下「評価対象入札者」という。)のうち最も評価の高い者を落札者として決定する方式をいう。(落札者決定基準)
- 第3条 契約事務規程第23条第3項の落札者決定基準(以下「落札者決定 基準」という。)には、新病院総合評価方式の評価方式および評価項目、 評価方法その他必要な基準を定めるものとする。
- 2 落札者決定基準は、理事長が地方独立行政法人市立秋田総合病院工事請負業者選定要領(平成26年4月1日理事長決裁)第4条の規定に基づき開催する市立秋田総合病院工事請負業者選定審議委員会(以下「選定委員会」という。)に諮って決定する。この場合において、理事長は、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(理事長が委嘱する学識経験を有する者をいう。以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

(評価項目)

第4条 新病院総合評価方式の評価は、理事長の求める内容の施工の確実性を確保するために、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)および当該工事現場に配置が予定される技術上の管理を行う者(以下「配置予定技術者」という。)の同種の建設工事の施工実績、工事成績等を実績に関する評価項目(以下「実績等評価項目」という。)とし、市内企業の活用等を地元貢献に関する評価項目(以下「地元経済貢献度評価項目」という。)とし、工程管理、品質管理、環境配慮、施工期間中の病院機能の維持その他施工上特に配慮すべき事項に係る簡易な施工計画(以下「施工計画」という。)を技術力の評価項目とし、これらと入札価格とを総合的に評価する。

(評価方法)

- 第 5 条 新病院総合評価方式の評価は価格および技術力等を点数化することによって行うものとし、この場合における各評価点の算定は次の要領により行うものとする。
 - (1) 価格の評価点(以下「価格評価点」という。) 入札価格および予 定価格に基づき算定する。
 - (2) 技術力等の評価点(以下「技術評価点」という。) 前条で規定した評価項目について、点数を配点し、各評価項目ごとに設定した評価 基準に基づく得点を加算して算定する。
- 2 価格および技術力等に係る評価は、前項で算定した価格評価点と技術 評価点とを合計した点数(以下「総合評価点」という。)をもって行う。 (入札案件の公表又は指名の通知)
- 第6条 理事長は、新病院総合評価方式で発注しようとする場合には、入 札案件の公表又は指名の通知において、入札に係る事項のほか、次の事 項を明示するものとする。
 - (1) 新病院総合評価方式の適用対象工事であること。
 - (2) 新病院総合評価方式に係る落札者決定基準
 - (3) 提出を求める総合評価に係る資料(以下「技術資料」という。)の内容および提出日

- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の評価内容の履行確保および不履行時の措置
- (6) 新病院総合評価方式に係る説明会開催の有無
- (7) 技術資料に係るヒアリングの有無
- (8) 次条第2項各号に掲げる事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(技術資料の提出)

- 第7条 入札参加者は、入札に係る提出書類と併せて技術資料を提出する ものとし、技術資料を提出しなかった者の入札は無効とする。
- 2 技術資料は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
 - (2) 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
 - (3) 技術資料の返却は行わないものとする。
 - (4) 技術資料のうち施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。
 - (技術資料の審査)
- 第8条 技術資料の審査は、技術資料の記載事項の確認、評価項目および 評価基準との照合、施工計画の妥当性ならびに地元経済貢献度等の実効 性について行うものとし、原則として、当該評価対象入札者に対し説明 を求めない。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 実績等評価項目を除く技術資料の審査については、2人以上の学識経験を有する者(理事長が委嘱する学識経験を有する者をいう。ただし、第3条第2項に規定する学識経験者以外の者とする。)が行うものとする。
- 3 実績等評価項目の技術資料の審査については、新病院建設室および事務局技監が行うものとし、新病院建設室が行う入札参加資格の確認と併せて入札参加者について行うものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 落札者の候補(以下「落札候補者」という。)は、価格による評価と前条の規定による審査で総合評価点の最も高い評価対象入札者とす

る。

- 2 前項において、総合評価点が同点のため落札候補者が2以上であると きは、くじにより落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者の決定後、選定委員会の審議を経て落札者を決定する。この場合において、第3条第2項の規定による意見の聴取の際に、当該落 札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が 述べられたときは、当該落札者の決定に当たっては、あらかじめ2人以 上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札候補 者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると認められるとき。
- 5 前項各号のいずれかに該当するときは、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者(次順位者が2以上である場合は第2項の方法により決定された者をいう。))を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 6 第2項から前項までの手続は、落札者が決定するまで順次繰り返すも のとする。

(調査基準価格)

- 第10条 前条第4項第1号に該当する場合の基準となる価格(以下「調査 基準価格」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満切捨て)とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

- (2) 特別なものについては、別に定めることができる。
- 2 契約担当者は、予定価格調書の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載 するものとする。
- 3 調査基準価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みを行った者(以下「調査対象入札者」という。)に対して、前条第4項第1号に該当するか否かを判断する調査(以下「低入札価格調査」という。)を行う旨を伝えるものとする。

(失格の基準)

第11条 調査基準価格を下回る入札において、最低価格入札者による入札 が、次に掲げる失格判断基準に該当する場合は落札者としない。

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

- (1) 入札価格が、調査基準価格を下回る価格で入札した者全員(調査基準価格を下回る価格で入札した者が5者未満である場合は調査基準価格以上の価格で入札した者を含め価格が低い順に5者(入札参加者が5者未満である場合は入札参加者全員))の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること。
- (2) 当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。

なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格 が一致しないとき(第1項第3号に該当する場合を除く。)は、両者 の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳 明細書上の純工事費とみなすものとする。

- (3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。
- 2 前項の最低価格入札者の入札が、失格判断基準に該当するものと判断 された場合にあっては、次条に規定する調査を行わずに低入札価格調査

を終了するものとする。

3 最低価格入札者の入札が、第1項の失格判断基準に該当しないものと 判断された場合にあって、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮 設費の額および現場管理費の額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上 であるとき、又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるも のについては、次条に規定する調査を行わずに低入札価格調査を終了す るものとする。

(調査の実施)

- 第12条 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、資料提出依頼書 (様式第1号)による資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関へ の照会等の方法により行うものとする。
 - (1) その価格により入札した理由(入札価格の内訳書を提出させるものとする。)
 - (2) 入札した工事に関連する手持工事の状況
 - (3) 入札した工事の施工箇所と調査対象入札者の事業所、倉庫等との位置的な関連
 - (4) 手持資材の状況
 - (5) 資材購入先および購入先と調査対象入札者との関係
 - (6) 手持機械の状況
 - (7) 労務者の具体的供給見通し
 - (8) 建設副産物の搬出予定
 - (9) 過去に施工した工事の成績状況
 - (10) その他必要な事項

(評価結果等の公表)

- 第13条 新病院総合評価方式により落札者を決定したときは、次に掲げる 事項について公表するものとする。
 - (1) 落札者
 - (2) 落札者を決定した理由
 - (3) 評価対象入札者の評価結果 (第7条第2項第4号の事項を除く。)
 - (4) 低入札価格調査の対象となった場合は、その旨

(苦情の申立て)

- 第14条 評価対象入札者で落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、理事長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- 2 理事長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(土日、祝日を除く)に、選定委員会の審議を経て、具体的な理由を記載した書面により回答するものとする。

(施工計画等の履行の確保)

- 第15条 落札者が提示した施工計画、地元経済貢献度評価項目および実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの(以下「施工計画等」という。)については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。
- 2 施工計画等が不履行となった場合は、理事長と落札者との間で責任の 所在について協議する。この場合において、落札者の責任により履行が なされなかったときは、当該施工計画等の履行が可能であると認められ るものにあっては当該施工計画等を履行し、当該施工計画等の履行が困 難又は合理的でないと認められるものにあっては、契約金額の減額、損 害賠償、指名停止等の措置を行うものとする。
- 3 前項に規定する事項については、当該施工計画等が行われた入札に係る入札公告および契約書において明らかにするものとする。
- 4 技術資料に誤った記載があったことが契約締結後に判明した場合もまた、前2項の規定により履行の確保を図るものとする。
- 5 施工計画等が不履行の場合および技術資料に誤った記載があった場合 の措置については、選定委員会に諮り決定するものとする。

(契約の保証等)

- 第16条 調査対象入札者が落札者となった場合の契約の保証等は、次のとおりとする。
 - (1) 当該落札者が当該契約の締結と同時に付さなければならない保証は、契約事務規程第32条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の

3以上とする。

- (2) 工事着手時の前払金は、契約事務規程第40条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内とし、5千万円を限度とする。
- (3) 前号の規定による前払金に追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)は、契約事務規程第40条第2項の規定にかかわらず、 請負代金額の10分の2以内とし、5千万円を限度とする。
- (4) 第2号の規定による前払金と、前号の規定による中間前払金との合計額は、契約事務規程第40条の規定にかかわらず、請負代金額の10分の4以内とし、1億円を限度とする。

(特定建設工事共同企業体による競争等)

第17条 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)により 競争を行わせることとする場合は、次条から第30条までの規定による。 (共同企業体の運営形態)

第18条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって 工事を施工する共同施工方式とする。

(共同企業体の結成)

第19条 共同企業体は、確実かつ円滑な施工を図るため、工事ごとに自主 結成されるものとする。

(構成員数)

第20条 共同企業体の構成員数は、2社以上5社以内とする。

(構成員の組合せ)

第21条 共同企業体の構成員の組合せは、入札しようとする工事に対応する工種について、最上位の等級又は第二位等級に格付けされた者で、次条に定める構成員の資格を満たすものによる組合せとする。ただし、必要と認めるときは、市外の業者のうち、次条に定める構成員の資格を満たすものによる組合せ又はこの者と本文規定の者とによる組合せとすることができる。

(構成員の資格)

- 第22条 共同企業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 契約事務規程第6条第1項から第3項までに規定する資格を有する

こと。

- (2) 入札しようとする工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号) の許可業種につき、許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- (3) 入札しようとする工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして選定委員会において定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- (4) 入札しようとする工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (5) 秋田市による指名停止を受けたことがないこと又は指名停止を受け、 既にその停止期間を経過していること。
- 2 共同企業体の構成員は、前項に定めるもののほか、工事ごとに定める 次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 本社、支店又は営業所の所在地
 - (2) 対応する工種に係る秋田市の格付等級
 - (3) 対応する工種に係る建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果

(出資比率)

- 第23条 各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 共同企業体の構成員数が2社の場合 30パーセント以上
 - (2) 共同企業体の構成員数が3社の場合 20パーセント以上
 - (3) 共同企業体の構成員数が4社の場合 15パーセント以上
 - (4) 共同企業体の構成員数が5社の場合 10パーセント以上 (代表者要件)
- 第24条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は構成員のうち 最大の施工能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大 であるものとする。

(入札案件の公表)

- 第25条 理事長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を法人ホームページへ掲載し公表するものとする。
 - (1) 共同企業体により競争を行わせる工事であることおよび当該工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事概要
 - (4) 工期
 - (5) 入札予定期日
 - (6) 共同企業体に関する事項
 - (7) 共同企業体の構成員に関する事項
 - (8) 入札参加資格の申請に関する事項
 - (9) 指名に関する事項
 - (10) 設計書および設計図面の貸与に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(資格審査申請等)

- 第26条 入札に参加しようとする共同企業体は、次に掲げる書類を理事長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第5号)
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第6号)の写し
 - (3) 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出するものとし、契約書の写しを添付させる。) (様式第7号)
 - (4) 配置予定技術者調書(様式第8号)
 - (5) 誓約書 (様式第9号)
- 2 理事長は、前項の規定による書類の提出があったときは、すみやかに 審査し、適格なものを入札参加資格を有する共同企業体として認定する ものとする。

(指名)

第27条 理事長は、前条第2項の規定に基づいて入札参加資格を認定した 共同企業体のうちから、地方独立行政法人市立秋田総合病院工事請負業 者選定要領第7条第4項の規定に従い、入札に参加する共同企業体を指 名するものとし、当該共同企業体の代表者に入札通知書を交付する。

2 理事長は、第25条の規定に基づき共同企業体により競争を行わせる工事である旨を公告した工事について、入札参加資格を認定した共同企業体以外の有資格業者(契約事務規程第6条第1項から第3項までに規定する資格を有するものをいう。)があるときは、共同企業体と当該有資格業者とを混合して指名することができるものとする。

(設計書等の貸与)

第28条 設計書および設計図面は、公告した日から、貸与することができるものとする。

(非指名者への理由説明)

第29条 第26条第1項の規定に基づき入札参加資格審査の申請をした共同 企業体より、指名されない理由について書面により説明を求められたと きは、選定委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(存続期間)

- 第30条 共同企業体の存続期間は、法人が契約を締結した共同企業体(以下「契約共同企業体」という。)を除き、当該契約が締結された日までとする。
- 2 契約共同企業体の存続期間は、契約に係る対象工事の完成後1月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

(様式第1号)

(FAX - -)

病 建 号 外 年 月 日

○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様

地方独立行政法人市立秋田総合病院 新病院建設室長 (公 印 省 略)

○○○第○○号○○○○○○工事の入札における低入札価格調査について

標記の入札について低入札価格調査を行うこととなりましたので、下記の資料を作成の上、ヒアリング当日に提出してください。

記

- 1 入札価格の理由
- 2 入札価格の見積内訳明細書
- 3 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- 4 契約対象工事箇所と貴社の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)
- 5 手持資材の状況
- 6 資材購入先及び購入先と貴社との関係
- 7 手持機械の状況及び機械リース等の予定
- 8 労務者の具体的供給見通し
- 9 建設副産物の搬出予定
- 10 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- 11 経営内容(過去2年間の決算報告書及び取扱金融機関名)

【問い合わせ先】

地方独立行政法人市立秋田総合病院 新病院建設室 〇〇〇〇 Tel:018-823-4171 Fax:018-866-7026 (様式第2号)

事情聴取結果報告書

下記の低入札価格調査制度に該当する工事について、別紙事情聴取書のとおり聴取しましたので報告します。

年 月 日

市立秋田総合病院工事請負業者選定審議委員長 様

(新病院建設室長)

印

記

- 1 工 事 名
- 2 対象業者名
- 3 事情聴取者 職・氏名 印

職・氏名

- 4 聴取内容 別紙のとおり
- 5 意 見

上記事情聴取の結果により判断した結果、当該入札者を落札者とすることが

適 当 不適当

であると認めます。

年 月 日

市立秋田総合病院工事請負業者選定審議委員長印

(様式	第	3	异)
ハイナー	レココ	U	'))

事 情 聴 取 書

- 1 工 事 名(工事番号)
- 2 対象業者名

(事情聴取を受けた者の役職・氏名:

- 3 事情聴取者(職・氏名)
- 4 聴取日時

年 月 日() 午前・午後 時 分

)

- 5 聴 取 場 所
- 6 調査基準価格 円
- 7 応 札 価 格 円
- 8 調査項目 別紙のとおり

(様式第4号) 低入札価格調査制度に係る調査票

工事番号	第	号

工事名

							N	Ο.	1
調査項目			聴	取	内	容			
1 その価格により入札した理由									
2 設計内訳明細書の精 査	1	根拠と	なる関係	系会社の	見積書の	提出	(資材、	下請	負)
3 契約対象工事に関連 する手持工事の状況									
4 契約対象工事箇所と 入札者の事業所、倉庫 等の関連(地理的条件)									
5 手持資材の状況									
6 資材購入先及び購入 先と入札者との関係									
7 手持機械の状況									
8 労務者の具体的供給 見通し									
9 建設副産物の搬出予定は適切か									
10 過去に施工した公共 工事名、発注者及び工 事の成績状況									
11 経営状況(保証会社 等へ照会)	② そ ③ 過	去2年	特記事項 間の決算		· 営状況分 ×比率 【		資産/	流動 負	負債
12 信用状況 (1) 建設業法違反の有無 (2) 賃金不払いの状況 (3) 下請代金の支払い遅 延状況 (4) その他	② 賃 ③ 下 ④ 重	金不払 請代金 大な労	違反のを いの有料 の支払い 働災害の の施工料	無 ハ遅延状 の有無	況				

(FAX

(様式第5号)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

							年	月	日	
(宛先)	地	方独立行政	汝 法人市立	秋田総合病院	理事長					
	j	共同企業体	本の名称			建設工事共	同企業係	本		
代 表	者	住	所							
(ID)	商号又は	は名称							
		代 表	者						印	
		e-mail7	ドレス							
		(電話 _			FAX)
構成	員	住	所							
(ID)	商号又は	は名称							
		代 表	者						印	
構成	員	住	所							
(ID)	商号又は	は名称							
		代 表	者						印	
構成	員	住	所							
(ID)	商号又は	は名称							
		代 表							印	
構成	員	住	所							
(ID		商号又は								
	,	代表							印	

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、 年 月 日付けで公告のありました_______工事(工事番号 第 号)に係る入札参加資格の審査について、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- 2 施工実績調書(契約書の写しを添付)
- 3 配置予定技術者調書
- 4 誓約書

また、当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委任事項

- 1 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 工事請負契約に係る一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限
- 4 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 5 その他工事の施工に関し諸届け、諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

特定建設工事共同企業体協定書

(目自	
第1条	当共同企業体は、地方独立行政法人市立秋田総合病院(以下「法人」という)が発
Ž:	ごする下記工事(以下「建設工事」という。)を共同連帯して施工することを目的とす
Z	
	工事名
(名利	\vec{z}
第2条	当共同企業体は、建設工事共同企業体(以下「当企業体」と
<i>\</i> \	う。)と称する。
(事務	所の所在地) (住 所)
第3条	当企業体は、事務所をに置く。
(成立	この時期及び解散の時期)
第4条	当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
]	箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
2	建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかか
7	らず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
(構反	は員の住所及び名称)
第5条	当企業体の構成員は、次のとおりとする。
信	所
Ī	ラテスは名称
佳	所
7.	i号又は名称

住 所

商号又は名称

住所	
商号又は名称	
住所	
商号又は名称	
(代表者の名称) (会 社 名)	
第6条 当企業体は、 を	代表者とする。
(代表者の権限)	
第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、	当企業体を代表して、法人と折
衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見れ	積書の提出、工事請負契約の締結、
請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、	受領及び当企業体に属する財産
を管理する権限を有するものとする。	
2 法人の行う工事の監督、請負代金の支払等の契約	約に基づく行為については、す
べて第6条の代表者が相手方となり、代表者が通知	知を受けた事項は他の構成員にも
通知されたものとみなす。	
(構成員の出資の割合)	
第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。	ただし、当該建設工事について法
人と契約内容の変更増減があっても、構成員の出	資の割合は変わらないものとす
る。	
代表者会社名	<u> </u>
構成員会社名 	%
	0/
構成員会社名 	%
構成員会社名	%
構成員会社名	%
- 	

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して 評価するものとする。

(運営委員会)

- 第9条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。
 - 2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、______銀行_____店とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員 に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員 が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、法人及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
 - 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
 - 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割

合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前 条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条	この協定書に定	きめのな	ない事項に	こついては、こ	軍営委員	員会におい	て定めるものとする	る。
(代表会	社名)							
		_外	_社は、上	上記のとおり			_建設工事共同企業	:体
協定を	締結したので、	その記	正拠として	この協定書	·通	を作成し、	各通に構成員が記	名
押印し	、各自所持する	ちものと	こする。					

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 印

住 所

商号又は名称

代 表 者 印

住 所

商号又は名称

代表者印

住 所 商号又は名称

代表者即

住 所 商号又は名称

代表者即

施工寒績調書

会 社 名

工事名	発注機関名	施工場所	契 約 金 額	工期	受注形態	工事の概要
				年月~	単体	
				年 月	JV	
				年 月 ~	単体	
				年 月	JV	
				年 月	単体	
				年月	JV	

注)

- 1 建築一式工事の実績について、具体的に記載すること。ただし代表者は入札公告の資格要件に関して的確に判断できるように記載すること。なお、電気設備工事および管工事の構成員は、建築工事に伴う電気設備工事、機械設備工事の実績も認める。
- 2 主要な該当工事(工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。)を記載すること。
- 3 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。
- 4 契約書(変更契約書を含む)の写しおよび工事概要のわかるものを添付すること。
- 5 JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合のみ施工実績として認める。また、協定書の写しを添付すること。
- 6 共同企業体の構成員ごとに別葉で作成すること。

配置予定技術者調書

会 社 名

		所持している資格		工事経	歴 (従	事したエー	事の内	容等)			
氏 名	区 分					契約金額					
		取得年・登録番号等	工事名	発注機関名	施工場所	(JVの場合は出資割合)	工期	エ	事	概	要
	監 理 技術者						年 月 ~				
	主 任 技術者					()	年 月				

注)

- 1 工事経歴については、入札に付する工事の工事概要と同種の工事を優先して具体的に記載すること。
- 2 過去10年間の主要な工事経歴について記載すること。
- 3 資格については、確認できる検定試験合格証明書及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 4 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入のこと。
- 5 配置予定技術者が複数いる場合は、それぞれの技術者について提出すること。
- 6 共同企業体の構成員ごとに別葉で作成すること。

誓 約 書

年 月 日付けで公告のありました

工事の入札に当たっては、関係法令を遵守の

うえ、疑惑をもたれるような一切の行為をしないことを誓約いたします。

年 月 日

誓約者

建設工事共同企業体

住 所

代表者

氏 名 即

(宛先) 地方独立行政法人市立秋田総合病院 理事長